

第9回高知県談合防止対策検討委員会 会議要旨

平成24年12月14日（金）15:00～17:00
高知共済会館 3階 「桜の間」

1 出席者

(1) 委員会

ア 出席委員

稲田委員、下元委員、甫喜本委員、村瀬委員、山本委員、渡邊委員

イ 欠席委員

大年委員、坂本委員

(2) 事務局

奥谷土木部長、味元土木部副部長、野村土木部副部長、田所建設管理課長 ほか

2 議題

(1) 談合防止対策について

「2 今後取り組むべき談合防止対策

(1) 入札制度の見直し

① 談合が行われにくい入札制度の見直し

ア 競争性の確保

(ア) 「一般競争入札の対象工事の拡大」について

(委員) 言葉についての質問をするが、この「一般競争入札の対象工事の拡大」の2つ目の段落の「一般競争入札は、指名競争入札と比べ手続の客観性・透明性が高く」というところの「客観性」の意味だが、これは割愛してもいいのでは。

「客観性」は、一昔前の入札制度改革の時に、誰が見ても同じだということで、「客観性」という言葉が使われていたことが多いが、総合評価ということ念頭に置いた場合に、技術的判断やマネジメントに基づく判断というものを発注者の方が実行していく必要があるため、恣意性を排除することは確かに大事だが、そのことと、客観性が高い、誰が判断しても同じだということは必ずしも整合しない。

むしろ、発注者が自信を持って、技術的判断をしていくことが、大事なので、「手続の透明性が高く」で、必要十分なのではないか。

(委員) ここで言う「客観性」というのは、指名競争入札と一般競争入札を対比した時の使い方だと思う。指名競争入札は発注者側が業者を決めるが、一般競争入札は、一定の要件を備えた者については誰でも参加できるということで、相当門戸を開くことになる。官側の主観的な判断による選択でなく、一般的な基準によって参加資格が決まるということで「客観性」を使っていると考えている。

(委員長) この語句を削るかそのまま残すかは、私と事務局に一任してもらおう。

(委員) 最後の段落に、「質の低下」や「ダンピング受注」の懸念があるとし、「課題」と書いており、それについて「検討する必要がある」ということだが、委員会としてどこまでそれを検討すべきか。

(事務局) 価格競争になりがちという印象があるため、そういった点を踏まえて、金額的にどの程度まで引き下げたらいいのか、その工事の質の低下を招かない対策としてどういうものが考えられるのかといった意見をもらいたいと思っている。例えば、総合評価方式にすると、工事の施工実績の少ない事業者は受注機会が少なくなることも考えられるので、こういった相反するテーマで、意見をもらえばと思っている。

(委員) 県の発注工事で落札率と工事成績との関係を調べているか。

(事務局) 県土木部の総合評価委員会で以前議論したが、落札率の高低によって、本県の場合は点数に差があるというのは顕著には現れていないという結論になっていたのではないかと記憶している。

(委員) 一般競争入札を広げる等の判断していくためにも、拡大による懸念がどの程度あるのかということ発注者のほうで正確に把握していく必要があると考える。多くのコストを掛けずに分かるのであれば、それを把握して、今後の施策に活かしていくことが必要と考える。

(委員) 競争の範囲が拡大すれば、ダンピング受注が増え、参入者が増え、談合の発生が懸念される。

1つ1つの対策を見ていくと談合防止になるとは思えないが、細かなものの全体の合わせ技で良くなるかどうかを判断せざるを得ないのではないか。

(委員長) この項目については、事務局案のとおりとする。

「2(1)①ア(イ) 一般競争入札の地域要件の設定範囲の拡大」について

(委員) 今までの意見が良くまとまっている。

(委員長) この項目については、事務局案のとおりとする。

「2(1)①ア(ウ) 指名競争入札の指名業者数の拡大」について

(委員長) この項目については、事務局案のとおりとする。

「2(1)①ア(エ) 入札参加資格の拡大」について

- (委員) B等級同士のJVであるという組織体制を認めるということは、単純にB等級同士の者がJVを作ればそれで参加できるということになるか。その場合、2つの業者がただ名前を連ねただけで入札に参加し、契約後工事を2つに分けるという形になるかもしれない。その場合に、JVとしての組織体制が、A等級と同等との評価をどのように判断するのか。
- (事務局) 現在運用している特例において、代表構成員になる業者については、B等級の総合点数1000点以上という縛りを設け、一定技術力等の高い者としている。
また、施工実績を入札参加資格に盛り込んでいる。
さらに、入札参加資格自体は、県の各発注機関で技術審査会を設け、その中で1件ごとに決めており、案件ごとに内容を見ながら決めるため、対応できると判断している。
- (委員) 一般的に、多くの企業が真剣に入札に参加するとすれば、各社は一定の費用を掛けて入札に参加するため、社会的なコストが高まる。
このため、方向性自体は良いが、トータルでの社会コストが過大にならないように、そういう視点でも検討していく必要があるのではないか。
- (委員長) この項目については、事務局案のとおりとする。

「2(1)①ア(オ) 予定価格の事前公表の見直し等」について

- (事務局) この項目では拡大という視点もあったが、委員会の意見の中で、秘匿情報を探るための働きかけとかいったことにも繋がる恐れがあるため、慎重にしてはどうかという意見があったことから、そういった方向で整理している。
- (委員) 国土交通省の事例を見ると、そういったことが起こる可能性があった時に、発注者の組織の中で、未然に防ぐことができるような仕組みのようなものがあつたら良いと考える。
- (事務局) 県では、同じ職場内の風通しを良くする取り組みを行っており、職員研修の項目にもなっている。
職員同士が話しにくいことについては、1人で抱えることがないように、外部相談員制度も整備している。
- (委員) 事務局説明以外に、以前県では、特定の勢力、あるいは地位のある人からの職員への働きかけが見られた。このため、そうした働きかけを公表する制度を設けている。
この制度導入後、働きかけは極端に減少しているが、働きかけがあれば、この制度を活用することが出来るのではないか。
- (委員長) 相反する内容になるが、この項目については、中間報告では事務局案のとおりとする。

「2(1)①イ 事業者が自己評価できない総合評価方式の施工計画の配点等の拡大」
について

- (委員) 談合対策のためだけに、施工計画の枠を高めるというのは、果たしてそれが中長期的に見た時にどうなのか。施工計画、技術提案を求めることの第一の目的は、その企業が当該案件というものを、確実に、そして効率的に施工できるか、マネジメント出来るか、というところを事前に判断するところだ。
そういう文言を1つ入れておくべきではないか。
- (事務局) 施工計画を採用する意義的な表現も、報告に入れさせて頂く。
- (委員長) 事務局案に、委員意見を盛り込むこととする。

「2(1)①ウ 総合評価方式における企業の評価点等の公表事項の制限」について

- (委員長) この項目については、事務局案のとおりとする。

「2(1)② 談合の有無をチェックできる入札制度の見直し」について

- (委員) 最後の部分の「ダンピング受注の防止の面からも有効であるとする」の表現は、ちょっと言い過ぎなのではないか。断定することは出来ない。「ダンピング受注の防止に繋がる可能性がある」程度の表現が良いのではないか。
- (事務局) そのように。

「2(1)③ 談合を行うに至った原因・背景に対応した入札制度の見直し

ア ダンピング受注の防止

(ア) 調査基準価格について」について

- (委員) 施工現場の実態等に応じた適切な積算について、配慮をしてもらいたいと考える。
- (事務局) 基準に応じてということになるが、施工現場実態に応じたということで、一定係数を掛けて通常より高い率とするようなことはやっているが、その係数のあり方が十分に反映されていないのかもしれない。
- (委員長) 中間報告は事務局案のとおりとするが、中間報告後、再度検討する。

「2(1)③ア(イ) 予定価格の上限拘束性について」について

(事務局) 談合を認定された21業者からの聞き取り調査の中で、予定価格自体が市場価格に追いついてないという実態もあるため、予定価格を超える落札を認めてほしいとの要望があった。

また、受注価格の低落防止という理由で談合が行われていたということもあり、高いものは高いと認めるということであれば、談合を行うというインセンティブが働かないと意見もあったことから、この対策を盛り込んでいる。

(委員) 現在の表現は、談合防止に繋がるのかが分かりにくいので、先の事務局説明を報告に盛り込んでもらいたい。

(委員長) そのように事務局案を修正する。

「2(1)③ア(ウ) 総合評価方式における評価値の算出方法」について

(委員) 「落札金額は予定価格の範囲内であればいいのであるから」という文章が分かりづらい。割愛しても趣旨は伝わるのではないか。

(委員長) そのように事務局案を修正する。

「2(1)③イ 事業者の経営力の強化(協業化及び合併の推進)」について

(委員) 県が推進するのではなく、主体はあくまで業者であることから、それを支援するとか促進させるとかそのような表現にする必要がある。

(委員長) そのように事務局案を修正する。

「2(1)④ 官製談合の防止(総合評価方式の施工計画の審査手順の見直し)」について

(委員) 取り組みの趣旨は理解出来るが、制度化した際に継続できるよう、事務量にも考慮して制度設計する必要があるのではないか。

(委員) 「官製談合の防止」というタイトルならば、他にも方法あるかもしれないため例としてはどうか。様々なことを試行する必要がある、これのみで対策できるものでない。

(事務局) このタイトルは議論を整理する中で設けたもの。このタイトルからこの内容が出てきたということではない。これに関わらず官製談合防止の取り組みは必要と考えている。第6回で示した参考資料では、「適切な入札手続の執行」というタイトルで示していた。

(委員長) タイトルについて、事務局説明のとおり、事務局案を修正する。

「2(2) ペナルティーの強化

① 指名停止期間の見直し」について

(委員) 今のペナルティーで相当きつなくても談合するのだから、やったら退室ぐらいのペナルティーしかないと思うが。長期・短期の期間の問題ではなく、退室ということも含めた形で。

(事務局) 第8回委員会の議論の中で、再犯には重い措置との意見があったが、標準月数自体の引き上げについては中間報告案では整理できておらず、案には盛り込んでいない。

しかしながら、委員会意見として、そういった方向性があるならば、中間報告以降、委員会での議論をお願いしたい。

(委員) 今回のような問題が発生すると、相当厳格に処分をするという考え方が一般的に出てくるのが普通と考える。

一方で行政が行為を行うには公平性が必要であり、この公平性も、高知県内だけでなく全国との比較や、あるいは、過去との比較の観点も必要。

現在までの流れは、重くなる方向にあるが、それでも度を越えたものは、公平性が保たれているとは言えないものとなる。

こういった観点も踏まえて、検討が必要な対策と考える。

(事務局) 今回の処分については、県では全く同じ事例はなく、同種の事例を参考に措置している。

先ほどの委員の意見から、他の事案での措置月数等との比較整理も必要と感じている。

(委員長) 中間報告は、事務局案のとおりとする。

「2(2)② 独占禁止法における再度の違反に対するペナルティーの強化

ア 指名停止

」について

(委員) 今までの議論が反映されている。

(委員長) この項目については、事務局案のとおりとする。

「2(2)②イ 賠償金」について

(事務局) 賠償金には損害賠償の性格があるが、他県に例があるため、事務局案は、賠償金の「加算条項の追加を検討する余地がある」としている。

(委員) 賠償金を20%にするというのは契約書で規定しているため、これ以上の金額を請求することにはならないと考える。損害額をいくらにするかというのは、その額や割合を契約書に規定することとなる。

仮に再犯や何らかの事由で5%上乘せするというのであれば、契約書にその

条項を盛り込まなければ請求出来ないと考える。

(事務局) そういう仕組みにするということであれば、当然、1件1件交わす契約書の中できちっと規定することとなる。

(委員長) この項目については、事務局案のとおりとする。

「2(2)③ 主導的立場に対するペナルティーの強化(賠償金)」について

(委員長) この項目については、事務局案のとおりとする。

「2(2)④ その他のペナルティーの強化

ア 指名停止事由の追加

イ 総合評価方式における減点項目の新設

ウ 入札参加資格における地域点数の減点」について

(委員長) これらの項目については、事務局案のとおりとする。

「2(3) コンプライアンスの徹底」について

(委員長) この項目については、事務局案のとおりとする。

「報告書の取り扱い」について

(事務局) 中間取りまとめの内容は、今日の議論してもらったものと受け止めている。それを正式に文書の形で落とし込みをするので、また、委員長にまず見てもらい、チェックを受けた後、各委員に文言の確認をいただいた上で、正式な中間取りまとめとして整理をしていく。

(2) その他について

(事務局) 本日冒頭、土木部長から言ったが、もう少しこの件について、議論を重ねてもらいたいと考えており、年明けに議論をお願いする。